⑸　最終合格者発表　平成28年７月29日（金）に、第１次試験を受験した地にある家庭裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。

第７　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。(申込受付サイトアドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］)

⑵　申込受付期間　平成28年４月４日（月）午前10時00分から同月13日（水）まで

なお、申込みは、平成28年４月13日(水)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験案内請求（総合職）」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して140円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先　第１次試験の受験を希望する試験地にある家庭裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「総合職（家庭裁判所調査官補）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　平成28年４月４日（月）から同月６日（水）まで

なお、平成28年４月６日（水）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の交付

受験の申込みを受理した場合は受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

４　受験申込受理後の試験地等の変更の禁止

受験申込みが受理された後は、申込みをした試験の種類及び試験地の変更は認めない。

第８　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは受験申込先に行うこと。ただし、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みに関する問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03－3264－8111（内線3322））に行うこと。

２　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

平成 28 年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

平成 28 年４月１日　　最高裁判所

第１　試験の名称

裁判所職員採用総合職試験(裁判所事務官、大卒程度区分)

第２　対象官職

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表１の項第３欄第６号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、特に高度の知識又は経験を必要とする事務を行うことをその職務とする官職

第３　給与

この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の２級１号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格

１　次に掲げる者

⑴　昭和61年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた者

⑵　平成７年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成29年３月までに大学を卒業する見込みの者

イ　最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

２　欠格事由

１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者

第５　受験の特例

この試験の受験者は、申込みに際して、併せて平成28年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の受験者としての取扱いを希望することができる。

第６　試験種目及び出題分野等

１　第１次試験　基礎能力試験及び専門試験

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

イ　専門試験　専門的知識等について、多肢選択式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目

ａ　刑法

ｂ　経済理論

⑶　試験期日　平成28年６月５日（日）

⑷　試験地　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に定める試験地（その周辺地を含む。）とする。

受験者の区分	試　験　地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　前橋市　静岡市　甲府市　新潟市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市　神戸市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　津市　金沢市　富山市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市　岡山市　鳥取市　松江市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　長崎市　大分市　熊本市　鹿児島市　宮崎市　那覇市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市　盛岡市　青森市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　函館市　釧路市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　高知市　松山市

⑸　第１次試験合格者発表　平成28年６月21日（火）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験　専門試験、政策論文試験及び人物試験。ただし、受験の特例希望者については、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）における合否判定用として、論文試験を加える。

⑴　対象者　第１次試験の合格者。ただし、⑵のアの㋐及びエの筆記試験については、第１次試験の有効受験者に対して行う。

⑵　方法

ア　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　刑法

イ　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。